



古橋 清二

不動産の登記名義人が死亡した場合、所有権の移転の登記（相続登記）をすることとなりますが、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっている旨の指摘がされています。このため、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」などにおいて、政府として相続登記の促進に取り組みすることとされています。

そして、法務省は、相続登記を促進するため、不動産登記規則を改正して「法定相続情報証明制度」（仮称）を新設する予定のようです。

この「法定相続情報証明制度」とは、法務局に被相続人の戸籍謄本などの書類を提出し、確認を受けることで、その後は法務局が戸籍謄本の代わりに一通の証明書を出してくれる制度です。

相続手続きにおいて、銀行口座の解約や不動産名義変更などのために被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本・印鑑証明など大量の資料を集めて、提示する必要があります。複数の金融機関に口座をお持ちであった場合、その手続きだけでも大変な作業になります。資料を集めるのは専門家でも大変な作業です。

法定相続情報証明制度は、平成29年度の早期に開始される予定です。運用上のさまざまな課題が出てくることも想定されますが、上手に役立てたいものですね。

神様、本当にいたよ

ある眼科医から診療報酬未払金120万円を回収して欲しいと依頼され、代理人として訴訟を提起し、本日、その第1回口頭弁論期日が開かれた。相手方である被告も出頭した。

被告は、「8回も手術をしてもらったので大変申し訳ないとは思っていますが、今では左目がほとんど見えなくなってしまい、思うように働きません。とても一度に払えるような金額ではありません」と裁判官に訴えかける。

裁判官は、「原告は分割でも可能ですか」と私に聞いてくる。このように、裁判になっても話し合いで解決しようとするのは珍しいことではない。どうも、雰囲気的に、長期分割払いを提案してきそう。それでも、話だけ

ようやく司法委員が話を本筋に戻し、被告の生活状況を聞き出した。しかし、目が悪いこともあって収入は不安定。確実に支払いを約束できるのは月1万円とのこと。



訴訟を起こして分割払いで和解する場合、ケースバイケースではあるが、感覚的には3年程度で完済できるように話し合われることが多い。ところが、月1万円の支払いだと完済までに10年もかかってしまう。司法委員が申し訳なさそうに、「どうですか」と私に聞いてくる。私は、「難しいな」と思いながら「一応、本人に聞いて見ます」と答え、一旦別室から出て依頼者である医師に電話した。

「月に1万円しか払えないの

でも聞いてみるかと考え、私は「はい、お話を聞いてみたいと思います」と答える。

「では、司法委員の先生を交えて別室で話し合いをしてみてください」と裁判官。「司法委員」というのは、民間から選ばれ、裁判官を補助したりアドバイスしたりする役割を担っており、裁判官の指示により別室での話し合いの取りまとめも行う。

「別室」というのは法廷ではなく普通の会議室のような部屋なので、法廷の凛とした雰囲気とは趣が異なる。

「僕がね、手術したらいくらかかるかって先生に聞いたんだけど、金額を聞いて「とても用意できない」と言ったら、「そんなことを言ってる

で分割払いで120回で払いたいと言っています。標準的には3年ぐらいの支払いで和解するケースが多いので、とても先生が納得できる提案ではないと思います。しかし、収入も細かく聞きましたが不安定で、これ以上は無理のようです。もし、この内容では和解できないのであれば判決をもらいますが、差し押さえるものもなさそうです。異例ですが、少しずつでも払ってもらったほうがいいかもしれませんが、どうしましょうか」

これに対して、医師からは意外な回答が帰ってきた。

「120回でいいですよ。でも、条件があります。彼が診察に来なくなって1年近くなります。私は彼の病状が悪化しているのではないかと心配して、何度も連絡を試みました。しかし、遂に連絡がとれませんでした。先生に訴訟をお願いしたのは、彼に、キチンと治療を続けるように伝えたくったからです。ですか

と失明するよ。お金はあとでいいから手術しないと大変なことになるよ」って言われたんです。それで手術してもらったんです。その時にね、僕は、家に帰って女房と二人で泣きましたよ。神様って本当にいるんだって。ほんと、助かったねって」

別室に入ったとたん、被告は饒舌に話し出した。

「それが、裁判起こしてくるってびっくりしましたよ。やっぱりお金なんですね」

私は議論する気はないので黙っている。司法委員が、「そうはいつでもね…」と場をつなぐが被告の話は止まらない。最後には、助けた医者が悪いとまで言い出す始末だ。

ら、和解が成立したら診察に必ず来ること、これが絶対条件です」

私の頭の中で、さっき被告が言った「神様って本当にいるんだ」という言葉が蘇ってきた。

「わかりました。診察に来ることが条件ということは和解調書に残すことはできませんが、私が被告にしっかりと伝えておきます」

そう言って私は電話を切った。そして、別室に戻り、開口一番、被告に対してこう言った。

「神様、本当にいたよ！」



上のQRコードから、「訴訟代理人は依頼者にストーリーを語らせよ」をお読みいただけます。



ポルトガル語のホームページを作りました

Fizemos um site Português. Por favor, dê uma olhada.

ポルトガル語のホームページは当事務所のポータルサイト (<http://chuogodo-hamamatsu.info/>) から入ることができます。

Bem-vindo ao judicial scrivener corporação escritório conjunto central!

Vimos para o site da empresa, obrigado. Meu nome é representativo scrivener judicial Seiji Furuhashi de judicial scrivener corporação escritório conjunto central.

Herança e vontades, registro, contrato de sociedade, não existe uma lei é a mesma coisa a problemas como a julgamento, além do mais, já que não existe, mas também encontrou muitas vezes na vida, todos, que é correspondente a muito difícil há uma realidade.

Em nosso escritório, e a rica experiência de mais de 40 anos, os procedimentos de registro, irá criar, negócio tutela, por uma

ampla gama correspondente a essa papelada tribunal, etc., gostaríamos que este para ajudá-lo em todas as pessoas do cliente.

Além disso, espero que você e não hesite em usar a consulta de telefone e "consulta gratuita nada sábado".

昔の借金が時効になることが あると聞いたのですが

借金の支払いを何らかの事情で停止してしまい、数年あるいは時によっては10年以上経過してから損害金で膨れ上がった金額を請求された、という相談をよく受けます。

たとえば、借入金そのものは30万円程度なのに、利息や損害金がついて合計100万円になっているというような具合です。

そして、そういった金額を督促する手紙には、「このままでは強制執行に移行する」、「自宅に訪問する」、「裁判所に訴状を提出する」などといった強い調子の記載がある一方で、「和解に応じる用意がある」、「今なら〇〇万円に減額する」などという優しい言葉も記載されていることが多いです。

また、督促してくる債権者は、昔借り入れをした会社とは限りません。当初借り入れをした会社から権利を譲り受けたと言って請求されることもあります。

さて、このような場合、まず最終の取引日がいつ頃だったのか思い出してください。それが、現在より5年以上前であれば、既に時効が成立している可能性があります。ただ、この場合でも、「時効が成立しているので支払いません」という通知をだした方がいいでしょう。

しかし、5年間取引がなかったからと言って、必ず時効になっているとは限りません。たとえば、相手方が、訴訟などの裁判手続により判決等を取っている場合は、判決等から10年は時効が完成しません。

また、借入をした相手方が会社ではなく個人の場合には、5年ではなく10年経過しなければ時効が完成しません。

もしも、時効が完成しているのに、督促にびっくりして一部で支払ってしまった場合であっても、事情によっては時効を主張できる場合もあり、時効を認めた裁判例もたくさんあります。

司法書士の内輪の話で恐縮ですが……

和歌山訴訟控訴審判決を読み！

本年6月27日に言い渡された所謂和歌山訴訟の最高裁判決は、司法書士法3条1項7号に定める裁判外の和解の代理業務の範囲について、債権者が主張している債権額を基準に考えるべきだと判示した。

上記の判決は司法書士法3条1項7号の解釈についてのみ取り上げ、そのほかに双方が上告受理申立てをした部分については審理の対象にしなかった。そのため、上記の判決の異議としては「債権者主張額説に確定した」という捉え方が一般的であると思われる。

しかし、双方が上告受理申し立てをしていた部分は広範に及んでいた。ところが、最高裁が「裁判外の和解の代理業務の範囲」のみを審理の対象としたことから、その余の部分は、最高裁が審理の対象としなかった時点で高裁判決が確定していることに注意しなければならない。

そこで、高裁判決を読んでみると極めて興味深い判断がなされている。特に司法書士の裁判書類作成関係業務（いわゆる本人訴訟支援）とはどのようなものを明確に定義づけ、その業務の進め方について法律専門職としての善管注意義務を、「司法書士としての説明・助言」、「処理方針」、「引き直し計算の選択」、「過払金の回収額」、「報酬の考え方」等について具体的に説明している。

判決の中で、当事者となった司法書士が行った裁判書類作成業務（当該業務は弁護士法72条違反と判断されているので「裁判書類作成業務」と言うのは間違っているかもしれないが）について時系列で事実認定している行がある。まずそれを読むと、過払事件の裁判書類作成業務であれば、まあ、このような方法で行っている司法書士が多いだろうな、という印象を抱く方が多いと思われる（判断としては弁護士法72条違反とされているのだが）。

ところが、その後に出てくる善管注意義務についての判断を読んでからもう一度上記業務の事実経過を読むと、当該司法書士の行った業務がいかにも善管注意義務を満たしていないかが浮き彫りになるのである。

大阪高裁判決は、司法書士を法律専門職と位置づけて高度な善管注意義務を求めている。逆に言えば、それだけ司法書士の職責を重く見ているのであり、そういう意味では司法書士業界では有名な高松高裁判決より一歩前進しているのではなかろうか。そういう視点を持って大阪高裁判決を読むと、実に興味深いのである。

だから、「和歌山訴訟控訴審判決を読み！」なのである。

ホテルロコアナハ（沖縄）にて